

陸上貨物運送事業労働災害防止協会福井県支部長 殿

福井労働局長



「職場の健康診断実施強化月間」の実施について

日頃は、安全衛生行政の運営に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づく定期健康診断等については、統計調査の結果等をみると、小規模事業場においては実施率が低調であり、また、健康診断の結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施率が非常に低調であること等を踏まえ、法に基づく健康診断及び事後措置等の実施を改めて徹底するため、平成25年度より全国労働衛生週間準備月間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

本年度の全国労働衛生週間の実施については、令和元年7月25日付け福井労発基0725第4号の2「令和元年度（第70回）全国労働衛生週間の実施について」によりお知らせしたところですが、特に本年度の強化月間の重点事項を下記のとおりとしておりますので、趣旨を御理解の上、事業場の健康診断と健康診断実施後の事後措置等が適切に行われるよう会員事業場に対する周知啓発に特段の御配慮をお願いいたします。

記

重点事項

- ア 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- イ 健康診断結果の記録の保存の徹底
- ウ 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- エ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- オ 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- カ 平成29年8月4日付け基発0804第4号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」等の周知
- キ 平成30年2月5日付け基発0205第2号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」等の周知